

法然の選択思想と五決定

奈良 博 順

一

『醍醐本法然上人伝記』所収の「三心料簡および法語」の中に法然の言葉として、次のような一文がある。

一、以五決定往生云事

一 弥陀本願決定也、二 釈迦所説決定也、

三 諸仏証誠決定也、四 善導教釈決定也、

五 我等信心決定也、以此義故往生決定也云云⁽¹⁾

右の五項目は、いわば決定往生のための五つの条件とでも云うべきものであらう。

周知のように、『醍醐本』は①一期物語、②禪勝房との問答、③三心料簡および法語、④別伝記、⑤御臨終日記、⑥三昧発得記の六篇より成り立っている。法然関係の史料としては、古いもののうちに数えられ、法然滅後三十年頃、源智の見聞を中心に、法然の弟子達の間に伝わっていた、彼の法語類を集大成したもので、親鸞の『西方指南抄』や了慧の『和語灯録』『漢語灯録』などと共に主要

文献としてあげられるのが一般的であらう。

しかし、先に引用した五決定の一文を含む「三心料簡および法語」の取扱については、従来意見の対立が見られた。すなわち一方では、この部分が他に所伝のない系統不明のもので、かつ内容的に法然の思想とは一致しない遺語や遺文を記載しているから、これを法然関係の史料からひとまず除外するのが妥当だ、とされている。が、他方では、逆にこの部分は「一期物語」の中に含めて考えるべきもので、源智の執筆したものとして、その史料価値を重く見なければならぬ、とされている。だが、私見によれば「三心料簡および法語」に含まれる法語類の中には、『選択集』をはじめ法然の他の法語や消息ときわめて類似したものがあり、またその文体が極めて素朴で、時間的にも相当さかのぼることができるのであって、これを法然の法語類の結集と見ることは不可能でないと思われる。

さらに注目に値いするのは、先の五決定というきわめて簡略な伝語が、いくつもの法然の消息において、念仏往生を勧める基調になっており、しかもそれが法然の念仏義の中心である「選択」思想の

要約にもなっている、という点である。さらには法然の思想形成のいわば原型とでもいふべきものが、そこから推測されるのではないかと思われる。

二

法然の消息の中に「大胡の太郎実秀へつかはす御返事」というのがある。実秀は上野国の御家人大胡小四郎隆義の子で、夫妻ともに法然に帰依し、たびたび書面で教えを請うており、法然もそれに書面で答えている。ここで取り上げる消息も実秀が「一向専修ナルヘシトイフトモ、トキトキハ、法華経オモヨミタテマツリ、マタ念仏申サムモ、ナニカハクルシカラムト申ケレハ、マコトニサルカタモアリ」ということで、質問してきたのに対し、法然が浄土門における三心や起行について詳説すると同時に、雑行を修することを無下に否定すべきでない旨を教えたものである。法然はその中の深心を説明したところで、罪をつくれる凡夫の念仏往生について、その可能な理由を次のようにのべている。

タトヒオホクノ仏、ソラノ中ニミチミチテ、ヒカリヲハナチ、御シタヲノヘテ、ツミヲツクレル凡夫、念仏シテ往生ストイフ事ハヒカコトナリ、信スヘカラストノタマフトモ、ソレニヨリテ一念モ、オトロキウタカフココロアルヘカラス。ソノユヘハ、

(1) 阿弥陀仏イマタ仏ニナリタマハサリシムカシ、モシワレ仏ニナリタラムニ、ワカ名号ヲトナフル事、十声一声マテセムモノ、ワカクニニムマレスハ、ワレ仏ニナラシト、チカヒタマヒタリ

シ、ソノ願ムナシカラスシテ、ステニ仏ニナリタマヘリ。シルヘシ、ソノ名号ヲトナエム人ハ、カナラス往生スヘシトイフコトヲ。

(2) マタ釈迦仏コノ娑婆世界ニイテテ、一切衆生ノタメニ、カノ阿弥陀仏ノ本願ヲトキ、念仏往生ヲススメタマヘリ。

(3) マタ六方ノ諸仏ハソノ説ヲ證誠シタマヘリ。コノホカニイツレノ仏ノ、マタコレヲノ諸仏ニタカヒテ、凡夫往生セストハノタマフヘキソトイフコトワリヲモテ、仏現シテノタマフトモ、ソレニオトロキテ、信心ヲヤフリ、ウタカヒヲイタス事アルヘカラス。イハムヤ仏タチノノタマハムオヤ。イハムヤ辟支仏等オヤト、コマコマト釈シタマヒテ候也。イカニイハムヤ、コノコロノ凡夫ノイヒサマタケムオヤ。

(4) イカニメテタキ人ト申トモ、善導和尚ニマサリテ、往生ノミチヲシリタラム事モカタク候。善導マタタノ凡夫ニアラス、スナワチ阿弥陀仏ノ化身ナリ。カノ仏ワカ本願ヲヒロメテ、ヒロク衆生ニ往生セサセムレウニ、カリニ人トムマレテ、善導トハ申ナリ。ソノオシエ申セハ、仏説ニテコソ候ヘ。イカニイハムヤ垂跡ノカタニテモ、現身ニ三昧ヲエテ、マノアタリ浄土ノ莊嚴オモミ、仏ニムカヒタテマツリテ、タタチニ仏ノオシヘヲウケタマハリテ、ノタマヘルコトハトモナリ。本地ヲオモフニモ、垂跡ヲタツスルニモ、カタカタアフキテ信スヘキオシエナリ。

(5) シカレハタレタレモ、煩惱ノウスクコキオモカヘリミス。罪障ノカロキオモキオモサタセス、タタクチニテ南無阿弥陀仏トト

ナエハ、コエニツキテ決定往生ノオモヒヲナスヘシ。決定心ヲスナワチ深心トナツク。ソノ信心ヲ具シヌレハ、決定シテ往生スルナリ。⁽⁶⁾

説明の都合上、行をかえ番号をつけたが、この文章は要するに凡夫の念仏往生に否定的な主張にまどわされて、念仏への信が退転したり傾動することのないよう、それは(1)阿弥陀仏の本願、(2)釈尊の勸進、(3)六方諸仏の証誠、(4)阿弥陀仏の化身たる善導の教えにもとづく道であり、したがって、(5)迷うことなく決定の信心をおこすべき旨を説いている。つまり、法然はここで念仏往生決定の根拠としているのであるから、往生決定か否かは、残る凡夫の信心が具足するか否かにかゝっていることを示しているといえよう。

ところが、右の五項目は、単に大胡太郎宛の消息に出てくるのみではなく、その他、「正如房へつかはす御文」「大胡太郎実秀が妻室のもとへつかはす御返事」「九条殿下の北政所へ進ずる御返事」「鎌倉の二位の禅尼へ進ずる御返事」「津戸三郎へつかはす御返事」などにも出ている。例えば「正如房へつかはす御文」の場合、大胡太郎宛の消息のように三心を詳説した中に出てくるのではないが、弥陀の本願への深き信を説き、信仰を異にする人の言葉に惑わされないよう戒めるのに続いて、次のように述べている。

タトヒオホクノ仏ソラノ中ニミチミチテ、ヒカリヲハナチ御シタヲノヘテ、悪ヲツクリタル凡夫ナリトモ、一念シテカナラス往生ストイフコトハ、ヒカ事ソ信スヘカラストノタマフトモ、ソレニヨリテ一念モウタカフコロアルヘカラス。其ノユヘ

ハ、阿弥陀仏ノイマタ仏ニナリタマハサリシムカシ、ハシメテ道心ヲオコシタマヒシ時、ワレ仏ニナリタラムニ、ワカ名号ヲトナフルコト十声一声マテセムモノ、ワカクニニムマレスハ、ワレ仏ニナラシトチカヒタマヒタリシ、ソノ願ムナシカラス、ステニ仏ニナリタマヘリ。マタ釈迦仏、コノ娑婆世界ニイテテ、一切衆生ノタメニ、カノ本願ヲトキ、念仏往生ヲススメタマヘリ。

マタ六方恒沙ノ諸仏、コノ念仏シテ一定往生スト、釈迦仏ノトキタマヘルハ決定ナリ。モロモロノ衆生、一念モウタカフヘカラス、コトコトク一仏モノコラス、アラユル諸仏ミナコトコトク證誠シタマヘリ。

ステニ阿弥陀仏ハ願ニタテ、釈迦仏ソノ願ヲトキ、六方ノ諸仏ソノ説ヲ證誠シタマヘルウエニ、コノホカニハ、ナニ仏ノマタコレラノ諸仏ニタカヒテ、凡夫往生セストハノタマフヘキソトイフコトワリヲモテ、仏現シテノタマフトモ、ソレニオトロキテ、信心ヲヤフリ、ウタカフコロアルヘカラス。イハムヤ菩薩達ノノタマハムオヤ、辟支仏オヤト、コマコマト善導釈シタマヒテ候也。

.....
ヨニメテタキ人ト申トモ、善導和尚ニマサリテ、往生ノミチヲシリタラムコトモカタク候。善導マタ凡夫ニハアラス。阿弥陀仏ノ化身ナリ。阿弥陀仏ノ、ワカ本願ヲヒロク衆生ニ往生セサセムレウニ、カリニ人ニムマレテ善導トハ申候也。ソノオシヘ申セハ、仏説ニテコソ候へ。アナカシコアナカシコ、ウタカヒ

オホシメスマシク候。

マタハシメヨリ仏ノ本願ニ信ヲオコサセオハシマンテ候シ御ココロホト、ミマイラセ候シニ、ナニシニカハ、往生ハウタカヒオホシメン候ヘキ。⁽⁷⁾

いさゝか引用文が長くなったが、先きに引いた大胡太郎宛の消息と右の消息とを比較してみると、冒頭の部分はほとんど同じである。五項目に関する部分については、後者の方がやや雑然としたところはあるが、内容的にはまったく同一主旨のことをのべている。

その他の消息の場合、これまでの例と比較して、叙述の仕方に異なったところが見られるが、九條殿下の北政所への消息は、

イマハタタ弥陀ノ本願ニマカセ、釈尊ノ付属ニヨリ、諸仏ノ證誠ニシタカヒテ、オロカナルワタクシノハカラヒラヤメテ、コレヲユヘ、ツヨキ念仏ノ行ヲツトメテ、往生オハイノルヘシト申ニテ候也。

と、まず弥陀、釈迦、諸仏をあげたのに続いて、

コレハ恵心僧都ノ往生要集ニ往生ノ業念仏ヲ本トスト申タル、ココロコロ也。……………念仏ニトリテモ、一向専修ノ念仏也、ソノムネニ三昧発得ノ善導ノ觀經ノ疏ニミエタリ。……………マタ伝教大師ノ七難消滅ノ法ニモ、念仏ヲツトムヘシトミエテ候。⁽⁸⁾

と説明している。衆生の信心について直接言及した表現がないように見えるが、「オロカナルワタクシノハカラヒラヤメテ」とか「ツヨキ念仏ノ行ヲツトメテ」等の表現がそれに当ると解釈されうる。また「往生要集」の念仏為本や伝教大師の七難消滅の法にまでふれているのは、当時の貴族社会あるいは北政所自身の信仰生活を

考えてのことではないかと考えられる。いずれにしても、やはり往生決定の五項目をふまえて、この消息が叙述されていることは否定できないであろう。

また津戸三郎への消息は、念仏が単に無智のものを対象とする行でなく、一切衆生のための行であることを説明して、

弥陀ノムカシチカヒタマヒシ本願モ、アマネク一切衆生ノタメ也。……………マタ善導和尚ノ弥陀ノ化身トシテ、専修念仏ヲススメタマヘルモ、ヒロク一切衆生ノタメニススメテ、無智ノモノニカキル事ハ候ハス。⁽⁹⁾

と、弥陀に続いてすぐ善導をあげているが、消息の末尾にいたると、

コレハ釈迦弥陀ヨリハシメテ、恒沙ノ仏ノ證誠セサセタマフ事ナレハト、オホシメシテ、ココロサシヲ金剛ヨリモカタクシテ、コノタヒカナラス、阿弥陀仏ノ御マヘニマイリナムト、オホシメスヘク候也。⁽¹⁰⁾

とのべている。右の引用文の中にも衆生の信心を直接表明する表現はないが、「ココロサシヲ金剛ヨリモカタクシテ」とは、決定の信心を意味している。したがってこの消息においても、順序は大胡太郎宛のもの等とは異なっているが、やはり五項目は含まれている。

さらに鎌倉二位禅尼への消息は、内容的には、ほとんどこの津戸三郎宛の消息と同じである。

以上の点から「三料簡および法語」に含まれる「以五決定往生云事」という一文は、単に法然の法語あるいは伝語の一つということとまらず、これが基調になって、その他の消息類が書かれて

いるのである。したがってこれは法然が念仏往生を説く場合の骨組みあるいは形式になっていた、ということができよう。

三

ところが、この「以五決定往生云事」と、法然の名著『選択集』の要結といわれる第十六章「釈迦如来以三弥陀名号一愿勸付三属舍利弗等之文」、特にその私釈にあたる部分とを対比すると、この五決定ないし五項目の問題が、単に法然が念仏を説くための独自の骨組みあるいは形式というにとどまらず、彼の念仏思想の核心である選択の思想と深いかゝわりのあることが理解できるのである。

この『選択集』第十六章の私釈の部分は、たゞ第十六章に対する私釈にとどまらず、本集全体のいわば要結であり、結論であるともいわれている。ここで法然は、はじめにいわゆる四経八種の選択をあげ、次いで何故に他の諸師をさしおいて善導一師をとりあげるか、その理由をのべ、そして最後に自分が善導の『観経疏』に導かれ、浄土門に帰入したこと、この教えこそ時機に相応していることの三点を述べている。

まず第一の四経八種の選択について、法然は次のようにのべている。

私云、凡案三经意、一、選択念仏以為「旨帰」、先雙卷經中有「三選択」、一、選択本願、二、選択讚歎、三、選択留教、一、選択本願者、念仏是法藏比丘於二百一十億之中所「選択」往生之行也、細旨見上、故云「選択本願」也。二、選択讚歎者、上三輩中雖「挙」菩提心等余行、釈迦即不「讚」歎余行、唯於「念仏」而讚歎、

当「知」一念云「無上功德」、故云「選択讚歎」也。三、選択留教者、又上雖「挙」余行諸善、釈迦選「択」唯留念仏一法、故云「選択留教」也。

次観経中又有「三選択」、一、選択攝取、二、選択化讚、三、選択付属、一、選択攝取者、観経之中雖「明」定散諸行、弥陀光明唯照「念仏」衆生攝取不捨、故云「選択攝取」也。二、選択化讚者、下品上生人雖「有」聞経称仏「三行」、弥陀化仏選「択」念仏云「汝称仏名、故諸罪消滅、我来迎汝、故云「選択化讚」也。三、選択付属者、又雖「明」定散諸行、唯独付「属」念仏一行、故云「選択付属」也。

次阿弥陀経中有「一選択」、所謂選択證誠也。已於諸経中「多雖」説「往生之諸行」、六方諸仏於「彼諸行」而不「證誠」、至「此経中」説「念仏往生」、六方恒沙諸仏各舒「舌覆」大千、説「誠実語」而「證誠」之、故云「選択證誠」也。

加「之」般舟三昧経中又有「一選択」、所謂選択我名也。弥陀自説云「欲「来」生我国者常念「我名」莫令「休息」、故云「選択我名」也。

右の文によれば、八種選択とは(一)選択本願、(二)選択讚歎、(三)選択留教、四、選択攝取、(四)選択化讚、(五)選択付属、(六)選択證誠、(七)選択我名をさしている。このうち(一)、(二)、(三)は『無量寿経』、(四)、(五)、(六)は『観無量寿経』、(七)は『阿弥陀経』、(八)は『般舟三昧経』に、それぞれ根拠が求められている。法然の「選択」思想といえば、一般に本集の第三章「弥陀如来不「以」余行「為」往生本願」唯以「念仏」為「往生本願」之文」にもとづいて説明される。確かにそこには『大阿弥陀経』『無量寿経』によって、「選択」の思想が明確に示

されている。だがこの八種選択の内容から振り返ってみるならば、第三章は八種選択のうちの選択本願の説明でしかないことになる。

いうまでもなく、選択本願、つまり阿弥陀仏による選択が、八種のうちでは最も根本である。それは第三章が『選択集』における主要な章段として理解されてきたことによっても明らかであろう。だが法然は『選択集』の叙述を終るにあたって、「選択」の概念を単に選択本願の意味に限定し、『無量寿経』やその異訳である『大阿弥陀経』の中にのみそれを求めるのではなく、それが『観無量寿経』、『阿弥陀経』さらには『般舟三昧経』の中にも説かれていることを指摘したのである。しかも『般舟三昧経』の選択我名以外は、すべて『選択集』の第十六章に至るまでに取りあげられている。すなわち、(一)選択本願は先に指摘したように第三章で取り上げられているが、その他の(二)選択讃歎は第五章、(三)選択留教は第六章、(四)選択攝取は第七章、(五)選択化讃は第十章、(六)選択付属は第十二章、(七)選択證誠は第十四章で、それぞれ取りあげられている。しかし第三章以外では「選択」という言葉は使用しておらず、法然は内容の上から、「選択」の意義が含まれている、と理解しているのであろう。

そして法然は、この八種選択と弥陀、釈迦、六方諸仏の三者との関係について、右の引用文に続いて、次のようにのべている。

本願、攝取、我名、化讃此之四者、是弥陀選択也、讃歎、留教、付属此之三者、是釈迦選択也、證誠者六方恒沙諸仏之選択也、然則釈迦弥陀及十方各恒沙等諸仏同心選擇念仏一行、余行不爾、故知三經共選念仏¹⁰²以為宗教¹⁰³耳。

つまり法然は八種選択によって、念仏一行は弥陀、釈迦、六方諸

仏等の一切の諸仏によって選択された行、換言すれば仏教において念仏は究極的な一行であり、かつそれが浄土三部経に一貫した主張であることを示している、といえよう。

ところで八種選択のうち(一)、(四)、(五)、(六)の四者は弥陀の、(二)、(三)、(七)は釈迦の、(八)は六方諸仏のそれぞれ選択したものであるという。そうすると、先に言及した五決定のうち三項目にふれていることになるが、右の引用文の後に、法然は『選択集』の要約あるいは略選択といわれている「計也夫速欲離生死云云」にはじまる八十一字の短い文をはさんで、自分が偏依善導の立場をとる所以を問答の形で述べ、さらにみづから念仏を専らにしている旨を語っている。すなわち法然はまず華嚴天台真言等の諸師も各々浄土法門に関する章疏を造っているのに、何故彼等によらずに善導一師を用いるのか、あるいは浄土にも数多くの祖師がいるのに、どうして善導一師を用いるのか等々の問を立て、それに対して、善導は他の諸師と違って、聖道を宗となさず、偏に浄土を宗としているからであり、また善導は三昧発得の人である等の答えをしながら、最後に次のように自分の偏依善導たる心情をのべている。

静以善導觀經疏者、是西方指南行者目足也、然則西方行人必須珍敬矣、就中每夜夢中有僧指授玄義、僧者恐是弥陀応現、爾者可謂、此疏者是弥陀伝説、何況大唐相伝云、善導是弥陀化身也、爾者可謂、又此文是弥陀直説、既云欲写者一如經法、此言誠乎、仰討本地者、四十八願之法王也、十却正覺之唱有憑于念仏、俯訪垂迹者專修念仏之導師也、三昧正受之語無疑于往生、本迹雖異、化道是一也。¹⁰⁴

善導を弥陀の応現といい、化身といい、あるいは弥陀と善導との關係を本地と垂迹との關係で説明し、三昧発得の問題にふれている点で、前に引用した大胡消息と趣旨はまったく同じである。文字通り五決定の四善導教釈決定也という法然の姿勢を十分表現しているといえよう。そしてこれに続けて、五我等信心決定也についても、

於是貧道昔披閱茲典、粗識素意、立舍余行、云歸念仏、自其已來至于今日、自行化他唯經念仏、然間希聞津者示以西方通津、適尋行者誨以念仏別行、信之者多不信者少、當知、淨土之教即時機而當行運也、念仏之行感水月而得昇降也。⁰⁴

とのべている。ここに善導の『觀經疏』に導かれ專修念仏に歸入して以後、自行にも化他にも念仏を専らにしてきた法然の確信がのべられている。

つまり、法然は『選択集』の末章において、弥陀、釈尊、諸仏をあげ、次いで善導、最後に自己の專修念仏への信順をあげているのであるから、これと先の「三心料簡および法語」の五決定、大胡消息等の内容とがこの点で一致することになる。したがって『選択集』で展開された思想の基本的構成をふまえつつ、それを對機的に展開したのが、大胡消息等一連の消息であり、さらにそれを要約してのべたのが「以五決定往生云事」という一文である、ということになるであろう。さらに云うなれば法然の念仏の「選択」とはただ弥陀による選択にとどまらず、釈迦や六方諸仏等一切仏の選択であり、善導の選択であり、さらに法然自身の選択である、といえよう。特に弥陀をはじめ一切仏による念仏の選択は、念仏門による仏

教の統合を志向しており、その意味でこの主張は法然による教相判釈であり、念仏門・淨土門の独立を意図したものであるといえよう。

四

これまで醍醐本所収の「三心料簡および法語」の中の五決定に關する一文からはじめて、大胡太郎宛消息等、さらに『選択集』とりわけその末章の三者について、それらに見られる共通点、類似点を指摘しつつ、法然の思想の一端を考察してきた。これに關連して言及すべき問題もあるが、最後に五決定の問題、したがって『選択集』末章における思想展開等が実は善導の『觀經疏』の深心解釈を根拠にしているのではないか、と思われる点を指摘したい。

先に大胡太郎宛の消息を引用し、罪をつくれる凡夫の往生について、五項目の条件を法然があげていることにふれたが、それは『觀經疏』に説かれている三心の中の深心について、善導が『觀經疏』で示した解釈を依りどころに、法然が平易に説明したところに出てくる。その善導が『觀經疏』で示した深心解釈の冒頭の部分は次のようになっている。

言「深心」者、即是深信之心也。亦有二種、一者決定深信、自身現是罪惡生死凡夫、曠劫以來常沒常流轉、無有出離之緣、二者決定深信、彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生、無疑慮、乘彼願力、定得往生、又決定深信、釈迦仏説此觀經三福九品定散二善、證讀彼仏依正二報、使人欣慕、又決定深信、弥陀經中十方恒沙諸仏證勸一切凡夫決定得生。⁰⁵

この中で善導は深心を深信と解釈し、さらに深信の対象を二種にわけ、衆生の罪性の自覚つまり信機と、浄土三部経を抛り所に、このような衆生に対する弥陀・釈迦・十方諸仏による救済への確信つまり信法と解している。この深心に関する善導の所説を法然は『選択集』の第八章（念仏行者必可具足三心之文）をはじめ、その他の法語等にしばしば引用し、念仏者の心的態度を説明している。したがって法然は善導の深心釈に強い関心をもっていた。たゞし、善導が釈迦への深信について、『観無量寿経』にもとづいて三福九品定散二善をあげているのに対し、法然はこの三福等について、究極的には否定の立場をとっている。この点に関しては『選択集』第十二章等に明らかな通りである。⁴⁰

ところで右の引用文において、信機と、信法に含まれる弥陀の本願への信、釈迦の所説への信、十方（＝十方）諸仏證誠への信、これらに法然の偏依善導の立場から善導の教釈への信を加えるならば、五項目がすべてそうことになる。

たゞし、深心はあくまで衆生の信機であり信法であるが、「以五決定（往生云事）」とは、それとは逆に弥陀本願による往生の決定であり、釈迦の教説による往生の決定であり、諸仏證誠による往生の決定であって、衆生の信が成就するためには、それ以前に弥陀の本願による往生の決定が、釈迦の教説、諸仏證誠による往生の決定という宗教的事実がなければならない。そうでないならば、衆生の信は救済への確信にはなりえない。法然にとって善導が弥陀の化身であり、三昧発得の人であるという宗教的事実があればこそ、善導の教釈による往生の決定が確信されるのである。法然の「選択」思想

の成立は、この衆生の信の成立する根拠に弥陀の本願等による往生決定を確信したところにあったといえよう。それは先に引用した大胡太郎宛消息を見ても明らかであろう。すなわち阿弥陀仏が念仏往生の本願をたて、「ソノ願ムナシカラステ、ステニ仏ニナリタマヘリ。シルヘシ、ソノ名号ヲトナエム人ハ、カナラス往生スヘシトイフコトヲ」というのは、右の点を語っているといえよう。ここに善導の深心釈に出る「阿弥陀仏四十八願攝（受衆生）」を並べてみるならば、大胡太郎宛消息はこの部分に対する平易な説明になっている。

さらに「選択」という言葉自体は、『選択集』第三章で説明されている通り、『大阿弥陀経』の中に発見し、『無量寿経』の「攝取」という言葉をこれと同義に解している。そうであるならば「四十八願攝（受衆生）」の「攝受」という言葉は、その内容から「選択」や「攝取」と同義に解しうるであろう。

以上の点から、法然の選択思想成立にあたって、善導の深心釈の冒頭部分の影響には、きわめて強いものがあつたのであり、法然の選択思想への歩みは、ここからはじまると云っても過言ではないであろう。

ところで、このように法然の「選択」思想の成立と、善導の深心解釈との関係を把握することが可能であろうとするのは、法然の比較的初期の思想において、善導の深心解釈が重視されており、それ故に深心重視の立場の展開として、「選択」思想への連続がありうると思われるからである。

法然の専修念仏帰入（四三才といわれる）後、しかもその時代に

近い頃の、彼の三心釈なんかずく深心釈については、「三部経大意」を通してうかがうことができると思われる。その中で法然は、三心を解釈するにあたって、それが至誠心、深心、廻向発願心の三であることを指摘するのに続いて、直ちに、

三心ハ区二分レタリト云ヘトモ、要ヲ取り詮ヲ撰テ是ヲイヘハ、深心ヒトツニヲサマレリ^四

と、深心が三心の中心であると解釈している。しかも「三部経大意」という浄土三部経についての概説でありながら、深心の説明は全体のはう三分一に当たっている。さらに法然は深心を解釈するに当たって、『観経疏』の深心釈から冒頭の機・法二種の深信に関する部分だけを引用し、それに続けて私釈をのべ、弥陀の本願、釈尊の説の勝れていること、六方恒沙の諸仏も皆同じくそれを證誠していること、煩惱熾盛の者であっても、これによって必ず救済にあずかりうるのであるから、これを疑ってはならないことを説明している。

「三部経大意」における深心を中心とした三心解釈は、その他の法語や消息には見られず、したがって法然に一貫した三心解釈ではなく、「三部経大意」成立当時の解釈にすぎないといえよう。しかし、法然の伝記がほぼ一致して説明している彼の専修念仏帰入に当たっての問題、すなわち乱想の凡夫がいかにしたら救われるかという疑問が、弥陀の本願の発見によって解決されたという説明は、二種深信の内容と相応している。その点から、法然の専修念仏帰入当時、善導の深心解釈の影響がきわめて大きかったといえよう。このような点からも、この深心解釈が底流となつて、後の選択思想へ展

開したと考えられるのではないだろうか。

五

法然研究において、いつも問題にされてきたのが法語・消息類の真偽の判別である。それは周知のように彼の自筆文書が乏しいからである。とくに田村円澄氏が、主著である『選択集』を基準とし、これと矛盾背反しない述作・消息・法語を法然のものとなす、という方法を提示されて以後、関係文献の取扱について、さまざまの見解が出された。その後奈良興善寺の阿弥陀如来立像の胎内から法然の真筆とされる書状が発見され、それと『西方指南抄』、『和語灯録』等に収録されている法然の消息、法語等とが比較検討された結果、法然関係文献の中が広げられたといえよう。

が、従来文献の検討がいわば外面的問題を主とし、その内側、内容の問題にまで立ち入ることが少なかったように思える。もちろん史料の検討において、外面的問題、筆蹟や用語等々の問題を無視することはできない。しかしその内容を十分検討し、文献相互の関係を明らかにすることなしには、法然の思想の全体像や、その中の各文献の位置づけを明らかにしえない。またそれによって逆に文献の真偽判別に根拠を呈することにもなる。

今回とりあげた大胡太郎宛消息にしても、在家の信者への消息というきわめて平易な文章の中で、法然は自己の思想をはっきりと表明している。またその真偽が疑われてきた「三心料簡および法語」の中にも、ここであげた五決定の問題のように、法然の思想の核心にふれる部分が端的に表現されている。同様な点は従来ほとんど親

鸞にのみ帰せられてきたいわゆる悪人正機の思想についても指摘でき²⁰⁾る。

また法然の思想形成において、善導に導かれた専修念仏への帰入から『選択集』に示された彼独自の思想の成立に至る過程がどのようなものであったかについて、従来十分な説明がなされてきたようには思われない。法然自身の言葉がない限り、これを説明することはきわめて困難である。が、善導の深心釈および法然の選択思想の内容から見て、両者の関連がきわめて強いように思える。

註

- (1) 新法全(Ⅱ昭和)新修法然上人全集)四五二頁。
- (2) 家永三郎氏『中世仏教思想史研究』所収「親鸞の宗教の成立に関する思想的考察」八一—四頁。
- (3) 梶村昇氏「醍醐本法然上人伝記について」(「亜細亜大学教養部紀要」第四号)。
- (4) 拙稿「三心料簡および法語ノート」(「倫理思想研究」第一号)、「悪人正機説をめぐって」(「淑徳論叢」昭和四十六年三月)。
- (5) 新法全 五一五頁。
- (6) 同 右 五一七—九頁。
- (7) 同 右 五四三—五頁。
- (8) 同 右 五三三—四頁。
- (9) 同 右 五〇一頁。
- (10) 同 右 五〇六頁。
- (11) 同 右 三四七頁。
- (12) 同 右
- (13) 同 右 三四九頁。
- (14) 同 右 三四九—五〇頁。

(15) 注(6)参照。

(16) 大正蔵第三七卷二七一頁a—b

(17) この点については拙稿「法然の思想的形成」(「倫理学研究」第九号)等で説明してある。

(18) これについては、すでに私見がのべてあるので、概説するにとどめる。「仏教における信の問題—法然における三心の構造について—」(「人間の研究」昭和四十八年刊所収)参照。

(19) 新法全三二—三頁。

(20) 『法然上人伝の研究』第一部第一章参照。

拙稿「悪人正機説をめぐって」(「淑徳論叢」昭和四十六年所収)